

「地震・津波発災直後からの取り組み」

緊急車両の通行確保 放置車両等の移動。



放置車両が障害となり、緊急車両が救命救急へ進めない。

緊急車両の通行ルート確保のため災害対策基本法を改正

1. 移動

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ☐ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令
- ☐ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破壊を容認し、併せて損失補償規定を整備）

※ホイールローダー等による車両移動

2. 借りる

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が必要。

※沿道での車両保管場所確定等

3. 連携

☐ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能。

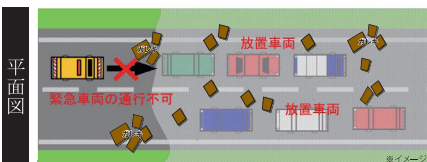
☐ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置についての指示が可能。（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

現行



持ち主に無断で
放置車両を撤去できません。



ホイールローダーによる
車両移動



改正後



ホイールローダー等による車両の移動

